

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について

ふるさと納税による税の軽減を受けるためには確定申告を行っていただく必要がありますが、通常、確定申告を行わない給与所得者等で、かつ寄附をした自治体が5団体以内の方については寄附先の自治体が、寄附者の自治体への控除申請を代行することで寄附金控除に係る確定申告が不要となります。

○ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象者とは？

次の2つの条件を満たす方に限られます。

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象者であること。
 - ・ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方（給与所得者等）が対象です。確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象になりません。
- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること。
 - ・その年にふるさと納税をされる都道府県及び市町村の数が5団体以下の方が対象になります。

○上記の条件を満たし、制度の利用を御希望される方は、

別紙（第五十五号の五様式）に必要事項を記入し、記名・押印の上、原本を下記宛に提出してください。

※平成28年1月1日以降の寄附につきましては、様式に「**個人番号（マイナンバー）**」を記載することとなりました。他人への成りすましを防止するため、「**番号確認**」と「**本人確認**」ができるものの添付が必須となりますので、下記の例を参考に**必ず併せて送付**してください。

添付書類

例1 「個人番号カード」の写し1枚（表・裏が必要です）

例2 「通知カード」または「住民票（個人番号付き）」の写し1枚
＋「運転免許証」または「旅券（パスポート）」等の写真付き身分証明書の写し

例3 「通知カード」または「住民票（個人番号付き）」の写し1枚
＋「健康保険の被保険者証」「印鑑登録証明書」「母子健康手帳」「国民年金手帳」等の写真無し身分証明書の写しをいずれか2枚以上

○なお、提出後、住所地の自治体に変更した場合は、

別紙（第五十五号の六様式）に必要事項を記入し、記名・押印の上、原本を下記宛に提出してください。

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

北杜市役所 総務部 地域課地域交流担当

TEL 0551-42-1323